

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則 新旧対象表

2023.3.26

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(Off-the-job training についての経過措置)</p> <p>附則第3条 本則第15条に定める off-the-job training について、2018 または 2019 年度に家庭医療専門研修プログラムの研修を開始した者 にとっては、修了に必要な受講単位数を各領域とも規定の2分の1と する。</p> <p>2 2022 年3月末日から9月末日までに修了する者にとっては、off- the-job training の受講単位取得期限を一律に2022年9月末日とす る。</p> <p>3 前項の受講単位を期限までに取得できなかった場合は、一旦認定され た修了を取り消し、取得が確認された日を新たな修了日とする。それ までになされた専門医の認定審査にかかる諸手続は無効とし、新たな 修了日以降に行われる専門医認定審査を改めて受けなければなら ない。</p> | <p>(Off-the-job training についての経過措置)</p> <p>附則第3条 本則第15条に定める off-the-job training について、2018 または 2019 年度に家庭医療専門研修プログラムの研修を開始した者にあっ ては、修了に必要な受講単位数を各領域とも規定の2分の1とする。</p> <p>2 2022 年3月末日から9月末日までに修了する者にとっては、off-the- job training の受講単位取得期限を一律に2022年9月末日とする。</p> <p>3 前項の受講単位を期限までに取得できなかった場合は、一旦認定され た修了を取り消し、取得が確認された日を新たな修了日とする。それまで になされた専門医の認定審査にかかる諸手続は無効とし、新たな修了日以 降に行われる専門医認定審査を改めて受けなければならない。</p> <p><u>4 2023 年3月に修了する者にとっては、off-the-job training の受講単 位取得期限を2023年6月末日とする。この期限までに取得できなかった 場合の修了認定と専門医認定審査の手続きの扱いについては、前項に準 ずる。</u></p> |